

京都市告示第 3 0 0 号

生活保護法による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による介護支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は施設介護を担当する機関から、生活保護法第 5 0 条の 2（中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 4 項（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定による事業の廃止等の届出がありました。

平成 2 5 年 9 月 1 7 日

京都市長 門川大作

介護機関廃止

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
通所リハ	洛和デイセンター矢野 医院	下京区仏光寺通油小路東入 木賊山町 1 6 5	平成 25 年 8 月 6 日
居宅介護支援	居宅支援事業所 矢野 医院	下京区仏光寺通油小路東入 木賊山町 1 6 5	平成 25 年 8 月 6 日

介護機関休止

サービスの種類	名 称	所 在 地	休止年月日
居宅療養管理指 導	たかたに歯科医院	下京区五条通大宮西入下五 条町 4 3 5 - 5	平成 25 年 7 月 14 日
介護予防居宅療 養管理指導	たかたに歯科医院	下京区五条通大宮西入下五 条町 4 3 5 - 5	平成 25 年 7 月 14 日

（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）